

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>（個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）</p> <p>第18条の5 <u>平成21年度</u>において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「3,300円」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例）</p> <p>第18条の5 <u>平成22年度</u>において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る第36条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「3,300円」とする。</p>
2	<p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第27条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第38条及び第39条第1項（<u>法第53条第24項</u>に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第1号の2</u>の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは<u>同項第1号の3</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の均等割額の算定期間</u>又は<u>同項第3号</u>の期間</p>	<p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第27条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第38条及び第39条第1項（<u>法第53条第19項</u>に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号</u>の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは<u>同項第3号</u>の連結法人税額の課税標準の算定期間又は<u>同項第4号</u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有して</p>

中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局長に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の

いた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項までの申告書を局長に提出し、及びその申告した県民税額又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

2 [略]

(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)

第40条 [略]

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第3項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。）（当該法人が同法第81条の24第1項の規定の

適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。)は、法第53条第51項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア・イ [略]

ウ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

(2) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

[略]	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	[略]

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。)は、法第53条第46項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

(法人の事業税の課税標準)

第43条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア・イ [略]

ウ 所得割 各事業年度の所得

(2) [略]

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

[略]	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	[略]

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

[略]	
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	[略]

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

[略]	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	[略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

[略]	
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	[略]

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

[略]	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	[略]

2 [略]

3 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ [略]

ウ 各事業年度の所得に100分の7.2を乗じて得た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額

(3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割（第42条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。以下この条において「所得割等」という。）又は収入割についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 法第72条の29第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

(4) 法第72条の30第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配又は引渡しの日の前日

(5) 法第72条の31第1項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

2～6 [略]

(県たばこ税の税率)

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,074円とする。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び同期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 [略]

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第2号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする

(1)・(2) [略]

(3) 法第72条の29第1項の規定(法第72条の30第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内

(4) 法第72条の29第3項の規定(法第72条の30第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用を受ける法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から1月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

2～6 [略]

(県たばこ税の税率)

第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき1,504円とする。

附 則

(県民税の法人税割の税率の特例)

第19条 昭和52年2月1日から平成23年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する県民税の不均一課税)

第20条 [略]

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする

3～7 [略]

(阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例)

第20条の2の3 阪神・淡路大震災に伴い、第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合又は法第72条の29第1項の規定による申告納付（以下この条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る法第72条の31第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項及び法第72条の29第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付又は当該清算事業年度予納申告納付をすることを要しない。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
-------------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」

3～7 [略]

(阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例)

第20条の2の3 阪神・淡路大震災に伴い、第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号の表中

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6
-------------------------	----------

とあるのは

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第3項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」

とする。

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

（県たばこ税の税率の特例）

第24条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。

とする。

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

（県たばこ税の税率の特例）

第24条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第67条の4の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

3 第32条の4 [略]

第32条の4 [略]

（個人の県民税に関する給与所得者の扶養親族申告書）

第32条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）のうち法第317条の3の2第1項又は第2項の規定による市町村民税に関する申告書を提出するものは、当該申告書と併せて、法第45条の3の2第1項又は第2項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第194条第1項の給与等の支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

（個人の県民税に関する公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第32条の4の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、法第317条の3の3第1項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて、法第45条の3の3第1項の規定による県民税に関する申告書を、所得税法第203条の5第1項の公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分及び次条第2項の規定は公布の日から、表3の項の改正部分及び同条第1項の規定は平成23年1月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第32条の4の2及び第32条の4の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出するこれらの規定に規定する申告書について適用する。

2 平成21年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の県民税に係る徴収取扱費の算定については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正後の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条

第12号の6に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては施行日以後の解散によるものに限る。次条において同じ。)が行われる場合、施行日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立(所得税法等改正法第2条の規定による改正前の法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立をいう。次条において同じ。)が行われた場合又は施行日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配が行われる場合、施行日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第4条 施行日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同条例第67条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第7項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき430円

(2) 新条例附則第24条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき205円

3 前項に規定する者は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第6条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して1月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第12条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第39条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局長に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第8条第2項第5号中「盛岡市」とあるのは「卸売販売業者等（第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）にあっては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあっては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地」と、新条例第67条の3第2項中「前項」とあるのは「岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成22年岩手県条例第29号）附則第4条第2項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第67条の9の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第67条の7の規定により提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第6条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（いわての森林づくり県民税条例の一部改正）

第5条 いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法人の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第52条第2項第3号</u> の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右	(法人の均等割の税率の特例) 第3条 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号） <u>第52条第2項第4号</u> の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右

欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 [略]

欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。